

付 6 ; 統計調査に用いる産業分類並びに疾病, 傷害及び死因分類を定める

政令の第 2 条 (産業分類関係) 及び第 4 条 (特例) の解説

(昭和 26 年 6 月 4 日 行管乙第 92 号による行政
管理事務次官から関係各機関あての通知)

1. 第 2 条第 1 項の解釈について

(1) 第 2 条第 1 項の「統計調査の結果を産業別に表示する場合」とは, 統計調査の結果を事業所の経済活動の種類によって表示する場合をいう。したがって事業所を調査単位とする調査においてはもちろん, 人の属性を産業別に表示する場合も, その人が所属する事業所の経済活動の種類によって表示するものとする。ただし, ときによって事業所以外のたとえば企業, 作業等を調査単位とする調査もあるが, その場合においては, 企業または作業の経済活動と解してここに含まれるものとする。

(2) 第 2 条第 1 項の「行政管理庁長官が公示する分類表によらなければならない」とは, 行政管理庁長官が公示する分類表 (以下公示分類という。) をそのままによらなければならないということである。ただし統計調査の結果を表示するのに, 必ずしも行政管理庁長官が公示する分類表 (以下「公示分類表」という。) の全体系を表示しなければならないという意味でなく, 当該統計調査の結果を表示するのに必要な範囲の分類項目が, 公示分類表にある項目そのままであればよいということである。たとえば, 公示分類表で製造業に関する部分の分類項目のみを必要とする場合は, 製造業以外の分類項目を表示する必要はない。

また, 公示分類表には大分類, 中分類, 小分類及び細分類の 4 段階があるが, そのうちのいずれか一つの段階に属する分類項目だけをそのまま使用することはさしつかえない。しかし, これをくくって上位の分類表をも用いる場合には公示分類表そのままか, または後述(3)のア, イ, ウの方法で得られた分類表を使用する。

(3) 第 2 条第 1 項の「但し, 特に必要がある場合においては, 大分類項目を除く分類項目について, その直下位分類項目を細分し, または直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる」とは, 公示分類表そのままによれない場合は, 公示分類表の大分類項目以外の分類項目を細分 (以下「増設」といいかえる。) または集約した分類項目表によって統計調査の結果を表示することができることをいう。いいかえれば, 公示分類表の大分類項目は, 増設または集約できないが, 中分類項目及びそれ以下の下位分類項目を増設又は集約することはできるといふ意味である。

ただし, この場合には, 次に定めるところによらなければならない。

ア 増設する場合

- a 公示分類表の特定の中分類項目（以下「当該中分類項目」とする。）を分割して、中分類項目を増設する場合は、次のいずれかによる。
- (i) 当該中分類項目に属するいずれか一つの公示分類表の小分類項目又は細分類項目をそのまま中分類に引き上げて、これを増設する中分類項目とする。
 - (ii) 当該中分類項目に属する公示分類表の小分類項目のいくつかを集約したものを中分類に引き上げて、これを増設する中分類項目とする。
 - (iii) 当該中分類項目に属する公示分類表の同一小分類項目に属する細分類項目のいくつかを集約したものを中分類項目に引き上げて、これを増設する中分類項目とする。
- b 公示分類表の小分類項目又は細分類項目を増設する場合も前記ア－aに準ずる。

イ 集約する場合

- a 中分類項目を集約する場合は、公示分類表の同一大分類項目に属する中分類項目を集約して、これを中分類項目とすることはできるが、異なる大分類項目に属する中分類項目を互いに集約することはできない。また、前記アの方法で増設された中分類項目は、互いに集約したり、または、公示分類表の中分類項目と集約することはできない。
- b 公示分類表の小分類項目及び細分類項目を集約する場合も、前記イ－aに準ずる。

ウ 細分類の下に細細分類を設けることは調査実施者の自由である。ただし、これらの細細分類を集約する場合は、前記イ－aに準じて、異なる細分類に属する細細分類を集約することはできない。

2. 第2条第2項について

調査実施者が統計調査の結果を産業別に表示する場合には、使用した分類及び分類表の名称を当該統計表の表題又は注記等に明示しなければならない。この場合、分類の名称は「日本標準産業分類」とし、使用した分類表はそのうちの大、中、小、細分類のいずれによったかを記載することとする。

なお、集約、増設を行った場合は、その箇所及び方法についての注を併記することとする。

3. 第4条の規定に基づく手続について（特例）

統計調査の結果を産業別に表示する場合において、第2条第1項の規定に基づいて、所要の分類表を得ることができない場合は、公示分類表以外の分類表を使用することができる。ただし、この場合は、行政管理庁長官に、当該分類表を統計調査の結果の表示に使用することについて承認を求めなければならない。

この承認申請には、次の事項を記載することとする。

- ア 調査実施者名
- イ 統計調査の名称
- ウ 調査の単位（調査の単位と分類適用の単位が異なる場合は両者を併記する。）
- エ 調査の範囲
- オ 使用する分類表（できれば分類表の作り方，公示分類表との比較及びその方法を添記する。）
- カ 公示された分類表によることができない理由

4. 分類の基準について

行政管理庁長官が公示する産業分類の分類基準は，当分の間，行政管理庁刊行の「日本標準産業分類 分類項目名，説明及び内容例示」に掲げる分類基準による。